

川崎市立西有馬小学校いじめ防止基本方針

1 令和8年度 学校経営計画

学校教育目標

- ・教育関係法令 ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン ・学校評価の方法
- ・夢教育 21 推進事業

「夢と力を育み
笑顔が輝く子どもの育成をめざして」

学校経営方針

- 1 児童が安心して、いきいきと自主的な活動ができる学校環境づくり
- 2 人権尊重教育を基盤とした教育の実践
- 3 基礎・基本の定着と一人ひとりの教育的ニーズにあった学習指導
- 4 命を大切にし、生涯の健康づくりができる子どもの育成
- 5 保護者や地域との協力体制の保持

めざす子ども像

- ◇**考える子ども** (知)
学習や生活で活用できる基礎・基本となる知識と技能の習得
- ◇**心豊かな子ども** (徳)
未知のことにも既に得ている知識・技能を活用して自分でよく考え課題を解決し表現する力
- ◇**たくましい子ども** (心と体)
いろいろな考えや意見があることを認め、他者と協力し学びの意義を実感して生活に生かす態度

学校経営目標 → 学校経営の4つの評価領域

① 自主的活動	② 人権尊重・児童理解	③ 学力向上	④ 健康・環境・安全
○進んで学習や係活動等に取り組む力を育成する。 ○集団の一員として活動する力やリーダーシップを発揮する力を育成する。 ○自分の考えをもち、他者との関わりを通して、共に課題を解決していこうとする力を育成する。	○多様性を認め、他者と協力して、皆が気持ちよく学校生活を送ることができる環境づくりに努める。 ○いじめ・不登校、問題行動等の未然防止と早期発見、適切な対応に努める。 ○児童がよりよい学校生活を送ることができるよう関係機関とも連携して支援を行う。	○学習内容の基礎・基本を定着させるための取組と児童一人ひとりの特性に合わせた教育の充実を図る。 ○体験や経験を生かし、「分かった」「できた」という達成感と、もっと学びたいという意欲的な学習活動ができるよう努める。 ○学習のめあてを明確にし、児童が主体的に学ぶことができるような手立てを考える。	○体と心の健康、災害等から自分を守るために必要な知識と技能を習得し、実践していく力を育成する。 ○保護者、地域と連携し、安全安心な学校の維持に努める。 ○清掃活動等、みんなが気持ちよく生活できる環境づくりを自主的に行うことができるよう支援する。 ○教職員が健康を保持できるように業務改善を推進する。

重点に係る具体的な取組

実行委員会・係活動 学校行事の運営 異学年交流 委員会・クラブ 児童会活動 キャリアあり方生き方教育 主権者教育	人権尊重共育 共生*共育・効果測定 教育相談・児童理解 アンケートの実施 生活スタンダード 児童指導 多文化共生 国際理解	年間指導計画・学習評価 学習スタンダード 授業のユニバーサルデザイン 体験活動校外学習の充実 GIGA 端末の有効活用	健康教育・食育 防災教育・安全教育 情報モラル教育 環境教育 業務改善
--	---	---	---

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするこで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図るこで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけ

たときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態とといいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童指導部会・職員会議等)	
4	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針・重点目標の確認 構成員の確認・役割分担 年間指導計画確認 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 いじめに関する報告書の作成について かわさき共生*共育プログラムの取組について 	かわさき 共生*共育 プログラム
5	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 第1回学校生活(いじめ)アンケート実施に向けた内容検討 いじめ防止対策に関する研修会 情報モラル教室実施(4・5・6年) 	児童指導部会 第1回実施
6	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 第1回効果測定実施 効果測定の分析結果についての研修(効果測定の結果から児童理解・教育相談に向けての情報交換) 第1回学校生活(いじめ)アンケート実施 【児童指導点検強化月間】の取組 『せんせいあのおね』全児童と担任が個別に面談を行い、児童に寄り添った指導が行えるようにする 	児童指導部会 第2回実施
7	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 学校生活アンケート集約と結果を受けての対応について 教育相談週間の実施 夏休み期間中の対応確認 	児童指導部会 第3回実施
8	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 かわさき共生*共育プログラム研修会 	児童指導部会
9	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認 いじめ防止標語の募集(児童会本部)・いじめ防止ポスター制作 	児童指導部会 第4回実施
10	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 第2回学校生活(いじめ)アンケート実施に向けた内容検討 学校生活アンケート集計について SOS 出し方受け止め方研修 	児童指導部会 第5回実施
11	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 第2回学校生活(いじめ)アンケート実施 学校生活アンケート結果を受けての対応について 第2回効果測定実施 効果測定の分析結果についての研修 	児童指導部会 第6回実施 (SOS 授業)
12	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 教育相談週間の実施 SOS 出し方受け止め方授業 	児童指導部会 第7回実施
1	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 第3回学校生活アンケート実施に向けた内容検討 学校体制振り返り月間の取組 	児童指導部会
2	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 第3回学校生活(いじめ)アンケート実施 学校生活アンケート結果を受けての対応について 【学校体制の振り返り月間】の取組 児童指導部会の体制や運営方法を振り返り、次年度に向けた指導体制の見直しや整備を行う 	児童指導部会
3	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 来年度に向けての基本方針の見直し 	児童指導部会

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・学年学級で行う集会でのレクリエーション、人間関係づくり
- ・自主的なあいさつ運動やクリーン活動

[交流活動の活性化]

- ・運動会、集会での学年交流
- ・異学年（ペア学年）との交流学习
- ・総合的な学習の時間での地域との交流
- ・委員会活動
(集会委員会主催の集会、体育委員会主催のキラキラタイム、生活委員会主催あいさつ運動)
- ・クラブ活動での異学年交流【4年～6年】
- ・小中連携活動（授業参観、中学校体験、合唱交流）

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅キャンペーンの実施
- ・道徳「命の授業」実施
- ・年間テーマの設定、掲示

保護者の取組

- ・日ごろの子どもとのコミュニケーションと学校の取組への協力
- ・いじめをしない、見て見ぬふりをしない家庭での指導
- ・悩みを周囲の大人や先生、友達に相談するようにする働きかけ
- ・いじめ発見時の学校や関係機関への情報提供

地域住民の取組

- ・地域での交通指導、見守り活動
- ・町内会、子ども会などの地域行事での交流活動